

## 高知論叢（社会科学）発行規程

高知大学経済学会会則第3条第2項により機関誌の発行規程を次の通り定める。

### （発行主体・名称）

第1条 高知大学経済学会（以下経済学会という）は高知論叢（社会科学）（以下高知論叢という）を発行する。

### （発行形式）

第2条 高知論叢の発行形式はA5版、横組み1段とする。

2 編集委員会はその他の具体的形式を決定する。

### （発行回数・時期）

第3条 高知論叢は年2回発行とし、原則として10月末および2月末にこれを発行する。

### （編集委員会）

第4条 高知大学経済学会会則第7条3項の規程により、高知経済学会機関誌編集委員会を設置する。

2 編集委員会は高知論叢の編集、発行上必要な具体的事項を決定し実施する。

### （投稿資格）

第5条 高知論叢へ投稿できる者は経済学会正会員、院生会員、名誉会員、賛助会員とする。名誉会員、賛助会員については、別途、投稿料（5千円）を経済学会に納めるものとする。ただし、上記の者とそれ以外の者との共著の論考、および本会員以外による著作等の紹介、書評も収載できる。

2 特別号の投稿資格については編集要領に定める。

3 投稿者は本誌に掲載された著作物を高知大学学術情報リポジトリに登録することに合意するものとする。

**(論稿の区分および字数)**

第6条 高知論叢に掲載される論稿の区分および字数（図表も字数に含める）は原則として次の通りとする。

- |        |       |
|--------|-------|
| ①論説    | 4万字以内 |
| ②研究ノート | 3万字以内 |
| ③判例研究  | 2万字以内 |
| ④紹介・書評 | 2万字以内 |
| ⑤翻訳    | 3万字以内 |
| ⑥資料    | 3万字以内 |
| ⑦その他   | 1万字以内 |

**(論稿の募集)**

第7条 編集委員会は発行ごとに論稿を募集する。

- 2 編集委員会は区分別に論稿の予約を受け、数号分の発行計画を立てることができる。

**(原稿の形式)**

第8条 原稿の形式および執筆要領は編集委員会が定める。

- 2 投稿者は完全原稿を提出するものとする。

**(原稿の提出期限)**

第9条 原稿の提出期限は、10月発行分については8月末、2月末発行分については12月末とする。

**(掲載の決定)**

第10条 編集委員会は各原稿についての掲載の可否を決定する。

**(既定の改廃)**

第11条 この規程を改廃するためには正会員総会の承認を得なければならない。

（付則）

- 1 従来の海南経済学という名称は第6号をもって廃止する。  
高知論叢の号数は海南経済学を通算する。
- 2 この規程は1979年6月28日より施行する。
- 3 1987年4月23日、1988年5月12日、1991年5月30日、  
2005年5月25日、2007年5月23日、2010年5月26日、  
2013年5月29日、2016年3月16日、2022年11月2日一部改正。